

学校評価のための第三者機関の設置及び家庭教育支援の充実 を求める意見書

社会の状況が大きく変化し、子どもを巡る危機的事態が発生しています。今こそ、教育基本法の理念を実現する施策が必要です。

まず、子の教育について第一義的責任を有するものと明確に示された家庭教育の支援を図る具体的施策です。すなわち「教育再生会議」で提言された「親学」の普及啓発が必要です。

さらに、学力の向上を図り、児童・生徒一人ひとりが充実した学校生活が送れるように学校を変えていくためには、学校の教育活動を客観的に評価して、公開するシステムを構築し、地域が積極的に学校経営に関わることです。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について、十分な施策が講じられるよう強く要望します。

記

- 1 家庭の教育力の向上を図るために、「親学」本部を設置し、その普及啓発を図る施策の推進に努めること。
- 2 地域の教育力の向上を図るため、教育環境整備に努めること。
- 3 学校評価に関して、学校による自己評価及び学校関係者による評価の充実を図る施策を講じるとともに、専門家等による第三者評価を実施できる機関を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月11日

江戸川区議会議長 田 島 進

衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、文部科学大臣 あて